

金ハ勿論然ラ共同ノ規約ヲ設ケルカ如キ際ハ
直ニ市社ノ承認ヲ可仰候

大正 年 月 日

今津發電株式會社 内中

氏 名

手續細則

誓約書第三條場合ニ該當スルトキハ各自其組合等ノ
規約書ヲ添附シテ上正副ニ通シ許可證書ヲ差出シ
ル
市社ニ於テ許可スルトキハ副書ニ其旨ヲ記載シテ之
生人ニ交付シ許可セザルモノハ單ニ預書ヲ返却ス

兵隊縣知事平坂廣茂

大正十三年八月十六日
兵隊縣知事 平坂廣茂

内務大臣 芳村禮次郎殿
社會局長 官地 田宏殿
警視總監 大田政弘殿
京都大政 神奈川 愛知 奈良
岡山 廣島 福岡 各府縣長官殿

株式會社今津發電所 藤王 輝 鹿 向 題 呈 示 件 其 報
標記ノ件 關シテハ昨十五日兵隊府秘第ニシテ既報
通りナル其ノ後ノ状況左ノ如シ